

今後の地域医療構想の進め方について

これまでの経緯

地域医療構想の概要

- 団塊の世代が75歳以上となり医療ニーズが増大・変化する2025年に向けて、都道府県は、
 - ・ 2025年の医療需要と機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の病床数の必要量の推計値
 - 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

を「地域医療構想」として策定し、地域の関係者間の協議に基づく医療機関の自主的な取組によって、病床の機能分化・連携を推進。(本県では、平成28年度に地域医療構想を策定。)

地域医療構想の推進の仕組み

1. 病床機能報告制度

2. 地域医療構想調整会議の協議

3. 自主的な機能転換等の取組

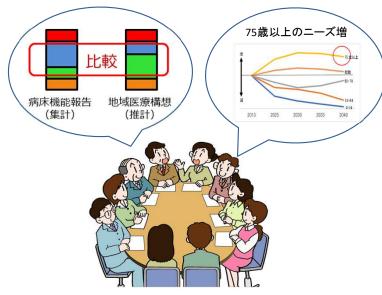


一般・療養病床を有する病院・診療所



都道府県

→ 一般・療養病床を持つ病院・診療所は、病棟 ごとに医療機能を自主的に選択し、医療機能 の現状と2025年の予定を「病床機能報告」とし て都道府県に報告。(毎年10月)



▶ 構想区域(二次医療圏)ごとに設置された「地域医療構想調整会議」において、病 床機能報告制度の報告結果と将来の病 床数の必要量との比較や、医療ニーズの 将来推計、各医療機関の診療実績等を基 に、医療機関同士の役割分担と連携のあ り方について議論・調整。



急性期 100床

回復期 50床

調整会議で合意を得た取組 (急性期50床を回復期に転換) の実施

50床



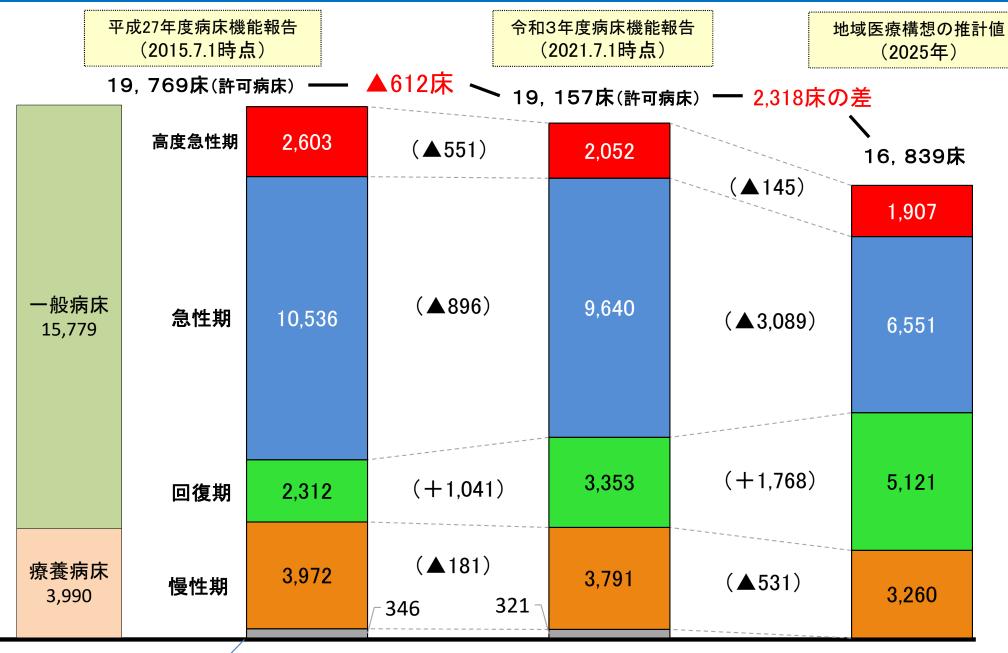
急性期

回復期 100床

都道府県 (地域医療介護総合確保基金 等)

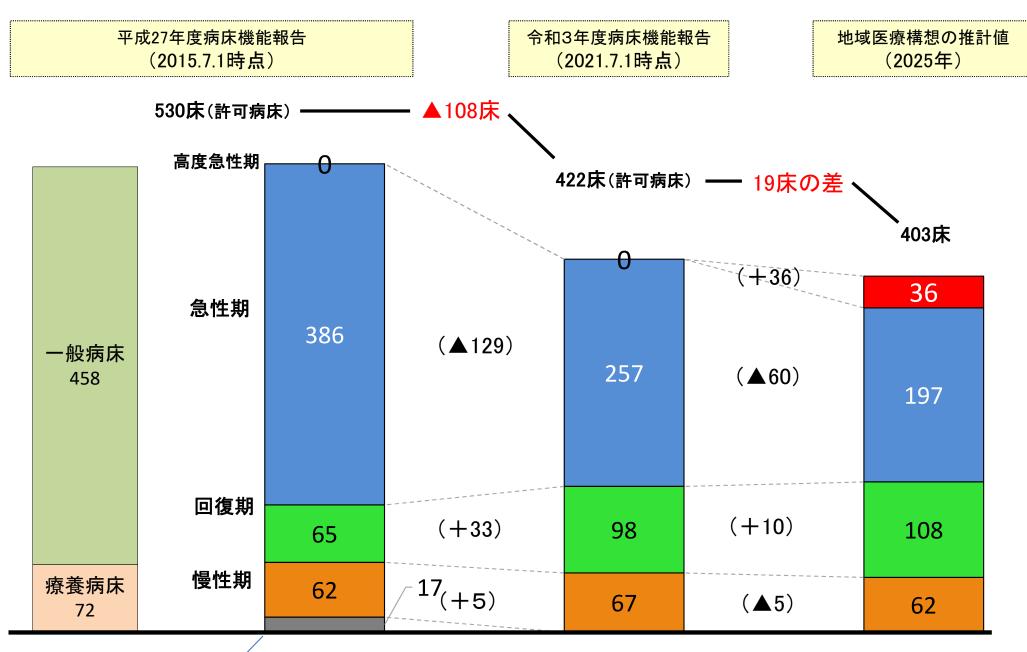
医療機関による自主的な機能分化・連携に向けた取組に対し、都道府県は地域医療介護総合確保基金等による財政支援を実施。

参考: 令和3年度病床機能報告結果(長野県全体: 許可病床ベース)



休棟等

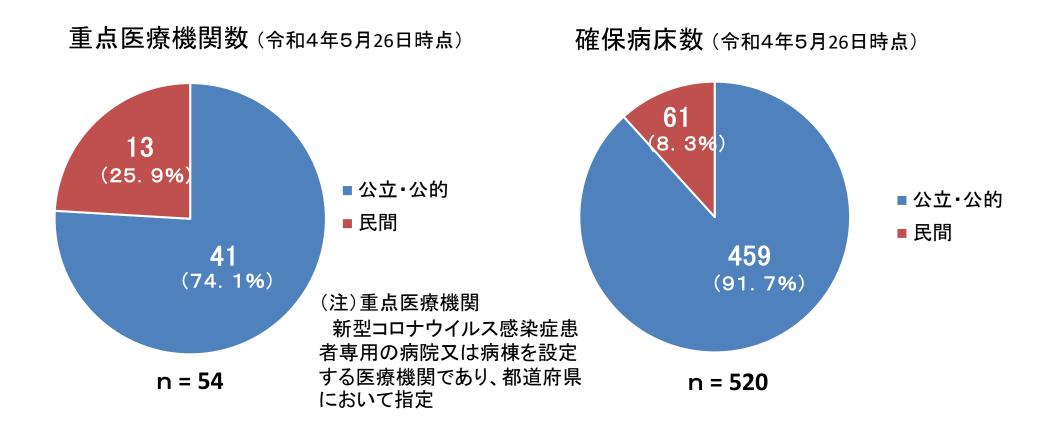
参考: 令和3年度病床機能報告結果(大北医療圏: 許可病床ベース)



休棟等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

- 令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染症患者が報告されて以降全国に感染が急拡大し、局所的な病床・人材不足が発生するなど、全国の医療提供体制に多大な影響が発生。
- 〇 本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、多くの医療関係者の皆様の協力を得て、 <u>診療所も含めた診療・検査体制の構築や、宿泊療養施設や重症度等に応じた病床確保</u>等に努めてきたところ。
- <u>確保病床</u>については、<u>全病床の9割強を公立・公的病院(※)に担っていただいており、民間病院のご協力もいただきながら</u>、医療機関同士の役割分担と連携により、一般医療と感染症医療を両立させた地域医療提供体制の構築を進めている状況。
 - ※ 公的病院には、国が令和元年度に行った分析の対象とした、民間の地域医療支援病院を含めている。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

○ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国が設置する「医療計画の見直し等に関する検討会」が、<u>令和2年12月15日に「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考</u>え方」をとりまとめ。

国検討会のとりまとめのポイント

- 1. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保(医療計画の記載事項追加)
- ▶ 新興感染症等の感染拡大時に機動的に対策が講じられるよう、あらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・ 準備を行う必要があることから、次期医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を6事業 目として追加。
- ▶ 具体的な記載項目のイメージは以下のとおり。 【平時からの取組】 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保、感染拡大時を想定した専門人材の確保等 【感染拡大時の取組】受入候補医療機関、場所・人材等の確保の考え方、医療機関の間での連携・役割分担等
 - 2. 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方
- コロナ禍にあっても、地域医療構想の背景となる中長期的な人口構造の変化の見通しは変わっていないため、 感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、地域 医療構想の基本的な枠組み(病床の必要量の推計・考え方等)を維持。
- ▶ 新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、再検証の期限を含めた今後の地域医療構想の実現に向けた具体的な工程について検討。

地域医療構想の実現に向けた今後の工程

- 令和3年12月に開催された総務省が設置する「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」で、国側は、 2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の 策定や検証・見直しを行うことを地方側に要請。
- 〇 同月に開催された<u>「経済財政諮問会議」</u>では、上記の内容を、「骨太の方針」の進捗管理を行う<u>「新経済・</u> 財政再生計画 改革工程表2021」に反映することが了承。
- このため、本年3月、国は都道府県に対し、2023年度(令和5年度)までに、各医療機関の対応方針の策定 や検証・見直しを行うことなどを求める通知を発出。

国通知のポイント

- 1. 2023年度(令和5年度)までに各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを要請
- 民間医療機関も含めた各医療機関は、2025年に向けた対応方針(4機能別の病床数、地域で担う役割等)について、2023年度(令和5年度)までに地域医療構想調整会議において協議し、合意を得ること。
- ▶ 公立病院については、2023年度(令和5年度)までに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として 策定した上で、地域医療構想調整会議において協議し、合意を得ること。
- ▶ 各医療機関は、新型コロナ対応で改めて認識された病床の機能分化・連携の重要性や、2024年度からの医師の 労働時間の上限規制の影響等を十分に考慮し、2025年に向けた対応方針の策定や検証・見直しを行うこと。
- 2. 地域医療構想調整会議の検討状況を定期的に公表
- > 2022年度においては、**都道府県は、2022年9月末及び2023年3月末時点の検討状況を国へ報告**し、**その内容を公表**するとともに、国は都道府県から報告を受けた検討状況について、検討会等の場に報告する。

今後の進め方

本県における今後の地域医療構想の進め方

○ これまでの国の要請等を踏まえ、本県では以下の対応を進めていくこととしてはどうか。

1. 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し

【対象】 公立病院、公的医療機関等、民間病院、有床診療所 【期間】 会和 5 年 末 末 で

【期限】 令和5年度末まで

2. 構想区域全体の2025年における医療提供体制の検証

【対象】地域医療構想調整会議

【期限】 令和5年度末まで

本県における今後の地域医療構想の進め方 - 1. 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し -

○ 1. 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しについては、以下の手順で進めることとしてはどうか。

① 公立病院の場合

▶ 「公立病院経営強化プラン」を作成し、その内容について調整会議に報告・協議し、令和5年度までに合意を得る。

② 公的医療機関等の場合

- ▶ H30年度末までに合意した「具体的対応方針」(「公的医療機関等2025プラン」で明記した2025年における機能別病床数)を変更するか検討。(変更の意向については、県が今年度実施する「将来意向調査」で確認予定)
- ▶ 変更の意向がある場合は、「公的医療機関等2025プラン」の変更案を調整会議に報告・協議し、令和5年度までに合意を得る。
- 凌更の意向がない場合は、その理由等について、調整会議に報告することとする。

本県における今後の地域医療構想の進め方 - 1. 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し -

○ 1. 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しについては、以下の手順で進めることとしてはどうか。

③ 民間病院の場合

- ▶ H30年度末までに合意した「対応方針」(平成30年10月11日付「地域医療構想における公立・公的 医療機関以外の具体的な対応方針の策定に向けた調査について」で回答いただいた、2025年における 機能別病床数)を変更するか検討。(変更の意向については、県が今年度実施する「将来意向調査」で 確認予定)
- > 変更の意向がある場合は、「対応方針」の変更案を調整会議に報告・協議し、令和5年度までに合意を得る。
- 変更の意向がない場合は、その理由等について、調整会議に報告することとする。

④ 有床診療所の場合

▶ 今年度県で実施する「将来意向調査」により「対応方針」を回答いただき、調整会議に報告・協議し、 令和5年度までに合意を得る。

本県における今後の地域医療構想の進め方 - 将来意向調査の実施 -

- 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しに向けた議論等を進めるため、<u>県内の一般・療養病床を持つ</u> 公立・公的・民間病院及び診療所を対象に、「将来意向調査」(仮)の実施(時期:令和4年10月~12月)を検討 中。
- 〇 調査では、2025年における役割及び機能別病床数の見込みに加え、<u>本県の入院患者の総数がピークと</u> <u>なる2030年における役割及び機能別病床数の見込みも調査する予定。</u>

長野県 (医療政策課) ——

将来意向調査 (時期:R4.10月~12月)



一般·療養病床を有する 公立·公的·民間病院、診療所

■ 調査項目(案)

1. 自院の現状

- ·許可病床数(機能別) ·職員数(医師、看護師等)
- •診療科目

- ・入院基本料の届出状況
- ・現在担っている役割(5疾病・5事業、在宅等)
- ・地域の医療機関との連携状況
- ・自院の特徴と課題・・地域の課題等

2. 今後の方針

- ・合意済みの(具体的)対応方針の変更意向の有無、 変更する理由又は変更しない理由
- ・2025年、2030年の許可病床数(機能別)
- ・2025年、2030年における役割 等

本県における今後の地域医療構想の進め方 - 2. 構想区域全体の2025年における医療提供体制の検証 -

- 各医療機関の対応方針に関する議論と合わせて、各構想区域において、5疾病・5事業・在宅等の領域ごとの2025年における各医療機関の役割分担の方向性等を検証することとしてはどうか。
- 〇 各医療機関の対応方針に関する議論の期限を踏まえ、<u>令和5年度末を目途に</u>、調整会議の合意を得るス ケジュールで進めてはどうか。

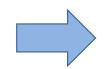
① 将来意向調査の実施

② 調整会議による検証・合意 【~令和5年度まで】

領域毎の役割分担の方向性(案)の提示

将来意向調査

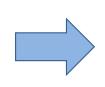
長野県





一般・療養病床を有する病院・診療所

長野県



地域医療機相理整合議

地域医療構想調整会議

- 将来意向調査により、
 - <u>・地域における医療機関同士の連携状況</u>
 - 2025年における役割(5疾病・5事業、在宅等) 等を把握し、県において構想区域(二次医療圏)毎 に集計
- ▶ 将来意向調査の集計結果や、各医療機関の対応 方針に関する議論の状況等を踏まえ、5疾病・5事 業等の領域毎の医療機関同士の役割分担の方向 性(案)を調整会議に提示

本県における今後の地域医療構想の進め方 - 医療情勢等連絡会の積極的な活用 -

- 1,2の取組については、調整会議のみでは関係者による議論が深まらない可能性があるため、令和元 年度に導入した「医療情勢等連絡会」の仕組みを積極的に活用することとしてはどうか。
- 医療情勢等連絡会の概要

1. 基本的な考え方

- ・病院の建替えや医療機能の集約等、経営 に関する内容について、<u>調整会議の公開の</u> 場で具体的な議論を行うことは困難。
- ・ 各医療機関の今後の医療機能や地域の 医療情勢の変化等について、タイムリーに かつ、非公開で関係者の意見を共有できる 場が必要。

2. 仕組み

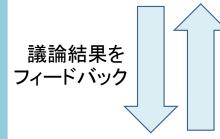
- 調整会議の座長が必要に応じて招集。
- ・ <u>議題・招集範囲は座長と保健福祉事務所</u> で調整。
- 既存の病院長会議等を連絡会として開催 することも可能。
- 内容により、本庁から担当職員の出席及び資料提供を実施。

医療情勢等連絡会



各調整会議の座長の判断の下、

- 医療機関の建替えや再編計画
- ▶ 個別疾病の提供体制
- ▶ 地域独自のへき地医療対策
- ▶ 市町村と連携した一次救急体制構築 など、様々な地域課題に対し、主たる関係 者が議論を深める場として活用。



具体的な議論を 行う場として活用



地域医療構想調整会議

本県における今後の地域医療構想の進め方 スケジュール(案)

	令和4年度			令和5年度			
	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
圏域別 調整会議	第1回	○必要に応じて開催	第2回	必要に 応じて開催	第1回	○ 必要に 応じて開催 ○	第2回
		1. 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し 2. 構想区域全体の2025年における医療提供体制の検証				令和5年度末 までに完了	
医療情勢 等連絡会		必要に応じて随時開催					
県単位 調整会議			第1回				第1回
将来意向 調査		実施予定					

■ 圏域別調整会議の議題(案) ※地域医療構想に関する議題のみ

【令和4年度第1回】

- > 今後の進め方
- > 今後の各医療機関 の役割分担の基本 的な方向性について

【令和4年度第2回】

- > 将来意向調査の結果
- ▶ 各医療機関の対応方針 について

【令和5年度第1回】

- > 各医療機関の対応方針 について
- ▶ 構想区域全体の2025 年における医療提供体 制の検証について

【令和5年度第2回】

- ▶ 各医療機関の対応方針 について
- ▶ 構想区域全体の2025 年における医療提供体 制の検証について